

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第421号
平成19年3月20日
宮城県警察本部長

地方自治法及び警察法の一部改正等に伴う関係通達等の読替えについて（通達）
このたび、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が施行され、普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止するとともに、事務吏員及び技術吏員の区分を廃止することとされたほか、警察法（昭和29年法律第162号）の一部が改正され、都道府県警察に警察官他所要の職員を置くこととされた。

これに伴い、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）及び宮城県警察組織規程（昭和38年宮城県警察本部訓令第2号）の一部が改正され、従来の事務吏員、技術吏員等に替えて「事務職員」、「技術職員」等の呼称が用いられることとなったことにより、これまで発出された通達等の語句について、次のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、人事異動の際の申告、名刺作成等に当たっては特段の配慮をされたい。

記

1 読替事項

下表の左欄に掲げるものを、当該右欄に掲げるものに読み替えるものとする。

事務吏員（少年警察補導員を命じられている者を除く。）	事 務 職 員
事務吏員のうち、少年警察補導員を命じられている者	少 年 警 察 補 導 員
技術吏員（職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第4号に定める研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）が適用されている者を除く。）	技 術 職 員
技術吏員のうち、研究職給料表が適用されている者	研 究 職 員
事 務 員	業 務 職 員
技 術 員	
電 話 交 換 員	
業 務 員	
技 能 員	
調 理 員	

2 実施時期

平成19年4月1日

3 経過措置

この通達施行の際、従前の通達に基づき作成された職員名刺で現に使用しているものについては、新たに作成するまでの間は使用して差し支えないものとする。